

令和 5 年度 事業計画

基本方針

少子高齢化や人口減少に伴い、核家族化、生活の多様化等により、分野別の福祉制度では解決が難しい地域生活課題が増加しています。

このような中、人と人とのつながりが途切れず、お互いに助け合う「地域共生社会」の実現が求められており、本会は、引き続き行政とのパートナーシップを強化し、町民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでまいります。

本年度は、3 年目を迎える第 4 期地域福祉実践計画を基本に地域における人材の発掘・育成や地域組織と連携、協力を強化して、地域支援体制の構築に取り組んでまいります。

団塊世代の高齢者が大幅に増加しておりますが、受託事業の「日常生活支援総合事業」を効果的に実施し「対象となる人たちの健康で地域の一員として暮らせるシステムづくり」を構築してまいります。

地域福祉を支えるこれらの取り組みの推進に向け、働き改革に基づいた事務事業の効率化や経費節減に努めるとともに、人材の確保・育成・定着に取り組んでまいります。

重点目標

1 地域共生社会の実現に向けた施策の充実

2015 年厚生労働省から発表された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」により、地域住民の参画と共同の推進を重点的に充実し地域が支える協働社会の実現が大きなキーワードとなっており、本町は「小地域ネットワーク事業・サロン活動事業」により地域住民の皆さんの手による支援活動が行われておりますので、更なる充実が図られて支援対象者が安心して生活できる環境整備を推進してまいります。

2 包括的な支援体制整備

高齢化社会にあって、地域に住む高齢者や支援対象者が慣れ親しんだ地域で顔見知りの人々の支えを受け入れ安心して今までどおり生活できるよう医療・保健・福祉・住民主体な取組み等多様な社会資源につなげ、包括的に支援してまいります。

また一方では、組織の中核をなす「生活支援コーディネーター」養成や地域の力を借りて、住民自らが自分のこととして支え合う体制づくりを推進します。

また、地域ケア会議を充実し、個別ケースの検討や課題分析を積み重ね支援策整備につなげていきます。

3 社会福祉協議会財政基盤の確立

介護保険制度は 3 年毎に改定されますが、介護ホームヘルプ事業所や通所介護事業所においては改定ごとに大幅な事業損失を抱える現状にあります。

また、近年においては、社会福祉協議会運営費の 1/3 を占めている自治体の財政が緊縮財政になっておりますし、今後においても一層厳しい状況が続くものと予想されます。

現在、職員に欠員が有り早急にこの補充に努めますが、並行して各職員一人ひとりが常に費用対効果を意識しつつ無駄を省く努力を惜しまず、事業実施に当たっては、介護保険・補助金等を活用した事業実施に努めます。

更に、通所事業・ヘルパー事業の実施についても地域包括支援センター等と協議の上、安定的な事業運営が図られるよう努めてまいります。

令和5年度主要事業概要

1 地域福祉、在宅福祉の総合的推進

事業	具体的事業	事業の概要
1) 地域福祉活動事業	①小地域ネットワーク活動推進事業	■町内会等の小地域を基盤として、住民の参加・協力による「たすけあいチーム」を組織し、ひとり暮らしでも安心して生活できる隣近所のつながりを広げ、見守りや助け合いの活動を推進して行く。また、より効果的な活動を展開するため、各たすけあいチームの代表や関係機関等で構成するネットワーク推進会議を開催し事業の充実を図る。
	②ふれあいいきいきサロン事業	■地域住民が楽しみながら気軽に集えるサロン活動が展開できるよう各町内会等と連携しサロン活動の推進を図る。
	③生活サポートセンターの運営 (権利擁護事業)	■日常生活を営むことに支障がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう権利侵害を許さない頼りがいのある権利擁護システムの充実を図る。 1 権利擁護事業 ①あんしんサポート事業 ・日常生活自立支援事業の継続 ②法人後見事業 ・親族がいない場合等、法人後見受任要請への対応 ・町民や町内の福祉施設並びに親族後見人からの各種相談等の支援実施 ③町民等が、成年後見制度を安心して利用できるように、研修会（身近な生活を支える権利擁護研修会等）・広報活動を実施する ④地域の権利擁護支援や成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、中核を担う機関（中核機関）等の設置・運営形態等について、関係機関と協議をおこなう ⑤生活サポートセンターの体制整備、機能強化 ⑥その他、権利擁護事業に付随する業務 2 心配ごと相談所の開設 相談窓口を常時開設し、来所や電話等により町民の日常生活上の各種相談に応じ、民生委員や各関係機関と連携し適切な助言、援助を行い、その問題解決を推し進める。

事業	具体的事業	事業の概要
1) 地域福祉活動事業	④ふれあい地域食堂	■ふれあい地域食堂の実施 町内居住の概ね 65 歳以上の方及び体が不自由で食事を作れない方、既に介護サービスを受けられている方に地域の方々とレクリエーション等で楽しんで昼食をとっていただき、生きがいや交流の場を提供し、安定的な日常生活を行えるよう支援する。
	⑤ぷらっと会社	■認知症高齢者や知的障がいのある方が、社会の一員として生きがいを感じながら、気の向いたときに来て、趣味や特技を生かすことができる居場所作りを支援する。
	⑥いきいき脳の健康教室	■認知症の予防を推進し、学びを通じた交流を図り、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活し続けることを支援する。(10 月～3 月)
	⑦地域包括ケアシステム事業	■地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉協議会と地域包括支援センターが核となって、地域の福祉、介護、医療等様々なサービスが継続的に提供できる町づくりに取り組む。また、公的サービスと合わせて、住民参加による見守り、助け合い活動の支援体制強化を推進し、地域包括ケア体制の確立を目指す。
	⑧共同募金運動の推進	■赤い羽根共同募金運動の実施 期間：令和 5 年 1 0 月 1 日～1 2 月 2 9 日 ■歳末たすけあい運動募金の実施 期間：令和 5 年 1 2 月 1 日～2 9 日
	⑨社会福祉大会の開催	■場所：保健福祉センター 期日：令和 5 年 1 2 月 予定
	⑩福祉スポーツ大会の開催	■場所：町民体育館 期日：令和 5 年 8 月 頃 予定
	⑪「ふれあい広場」の開催協力	■からまつ園・こぞくら園ふれあいフェスタへの協力 期日：令和 5 年 9 月 頃 予定
	⑫第 4 期地域福祉実践計画の推進	■地区の意見を取り入れ策定した、第 4 期地域福祉実践計画の実践に取り組む。
	⑬高齢者お節料理贈呈事業 (歳末たすけあい運動)	■町内に居住する 7 0 歳以上のひとり暮らしの方、8 0 歳以上の夫婦世帯で、町内にお子さんが居住していない方へ、孤独感をなくし、新年を明るく迎えてもらうため、町民の善意と真心のこもった日本の伝統料理である「お節料理」を贈呈する。 贈呈期日：令和 5 年 1 2 月 2 9 日

事業	具体的事業	事業の概要
1) 地域福祉活動事業	⑭生きがい支援事業	■「寄り道クラブ」 生きがいデイサービス帰宅時に買い物等の機会を提供する。(月1回程度) ■「おでかけクラブ」 小グループ単位で買い物等のためにおでかけ支援を実施。(月1回程度) ■ふまねっとサポーター「南プ」 ふまねっと運動を通して住民自身が地域活動の担い手として社会参加できる機会を作る。
	⑮福祉資金貸付事業	■生活福祉資金貸付事業 低所得世帯、身体障がい者世帯、高齢者世帯等の経済的自立と生活の安定を目指し、本制度の周知を行う。
	⑯生活福祉資金特例貸付債券管理事業	■生活福祉資金特例貸付の債券管理事務 1 借受人(転入・転出者含む)に対する支援の実施 ① 様々な生活課題を抱える借受人(転入・転出者含む)からの生活相談等の受け止めと、自立に向けた支援の実施 ・他制度の利用、他機関への繋ぎ(連絡調整)等の支援 ・償還並びに償還免除の手続き支援 2 生活困窮者、新型コロナウイルス感染症等で深刻化した孤独・孤立問題、物価高騰による生活の不安等、地域課題に対応した支援体制の構築 ① 生活福祉資金貸付制度、福祉金庫の周知 ・社協つうしん等を活用した広報活動の実施 ② 福祉金庫(社協独自事業、限度額: 6万円)の継続実施 ・緊急に資金が必要で、他の貸付制度を利用できない世帯を対象に貸付を実施 ③ 生活困窮者等に対する安心サポート事業の継続参加(道社協事業、限度額: 3万円の現物給付) ④ フードバンクを活用した支援の実施 ・フードバンクイコロさっぽろ、フードバンク富良野との連携による食糧支援の実施 ⑤ 子ども食堂の運営協力 ⑥ 町保健福祉課、自立支援事業所(かみかわ生活あんしんセンター)との連携

事業	具体的事業	事業の概要
2) 在宅福祉サービス (※町受託事業)	①配食サービス事業	■調理が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者及び夫婦暮らしで介護認定または障がい者世帯並びに80歳以上の夫婦世帯へ、定期的に栄養バランスのとれた食事をお届けする。
	②除雪サービス事業	■除雪が困難な高齢者世帯・身体障がい者世帯等へ家屋から公道までの除雪を行う。
	③生活管理指導員派遣事業	■介護保険対象外の方で、概ね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯等に対し、ホームヘルパーを派遣し家事・相談等のサービスを提供する。
	④軽度生活援助事業 (運転代行)	■概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等で必要に応じ軽易な日常生活上の援助を行う。
	⑤寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	■概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等で、心身の障がい、傷病等の理由により臥床しており、寝具の上げ下げが困難な方に対し、衛生管理のため、寝具の洗濯および乾燥消毒サービスを行う。
	⑥生きがい活動支援 通所事業 (地域支援事業)	■一般高齢者及び特定高齢者の生きがいと社会参加を促進し、社会的孤独感の解消と、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る。
	⑦外出支援サービス事業	■町内の医療機関及び福祉サービスを提供する機関への送迎サービスを実施する。
3) 福祉関係団体 支援事業	①町老人クラブ連合会の活動支援及び助成	■町老人クラブボッチャ大会の開催と参加協力 ■役員会・総会等の開催協力 ■各種大会・研修会等への参加支援 ■各種行事開催への支援・協力
	②町母子会の活動支援及び助成	■総会・交流会等の開催協力 ■母子会活動への協力 ■母子会ボランティア活動への協力
	③町身体障害者福祉協会の活動支援及び助成	■総会・研修会等の開催協力 ■上川管内身障者福祉スポーツ大会参加協力 場所及び期日：未定
	④町赤十字奉仕団の活動支援及び助成	■総会の開催、研修会等の参加協力 ■町赤十字奉仕団研修会、沿線ブロック研修会の開催協力 ■ボランティア活動への協力
4) 戦没者慰霊対策事業	①戦没者追悼式の開催(献花式)	■場所：忠魂碑前 期日：令和5年7月7日
	②町遺族会の活動支援及び助成	■役員会、総会等の開催協力 ■各種事業、会議等への参加協力

2 ボランティアセンター事業の充実

事業	具体的事業	事業の概要
1) ボランティア活動推進事業	①ボランティアセンターの運営	■ボランティアの発掘・登録・育成 日常的相談業務の充実等、ボランティアセンター機能及び支援体制の整備を図り、ボランティアの発掘・登録の促進を行う。 ■ニーズの発掘と活動の拡大・充実 地域のニーズをつなぎ、誰もが楽しく気持ちよく活動できるようコーディネート機能の充実を図る。また、地域の各種団体・機関等との連携により、ニーズに柔軟に対応した活動を行う。 「ボランティアルーム特別企画」の実施 ■わかりやすい情報提供、連絡調整 1 「ボランティアつうしん」発行（年12回） 2 「ボランティアセンターパンフレット」発行 3 ボランティアセンターHPの更新 ■ボランティア講座・研修・交流事業の推進 新規ボランティア発掘やボランティアの意識向上・スキルアップを目的に講座・研修会・交流会等を開催する。また、他主催の講座・研修会等への参加によりネットワークの拡充を図る。 1 各種講座の開催（随時開催） 2 かみかわボラネット23事業協力・実施 3 ボランティア愛ランドへの参加（年1回） ■南富良野町介護支援ボランティア事業の推進 ・高齢者や要援護者が自主的に社会参加の機会を得ること、自身の介護予防を支援し、住民による地域力向上を目指す。 ・ボランティア活動における連絡調整及びボランティアポイント付与など手続きの協力を行う。
	②ボランティア協力校への支援、協力	■ボランティア協力校への積極的な活動支援と福祉教育推進支援 ■ボランティア活動費の助成
	③災害ボランティアセンターの設置・運営	■災害ボランティアセンターの体制整備 ・災害時に災害ボランティアセンターを早急に設置できるよう、ボランティアコーディネーターの育成及びボランティアセンターの体制を整備する。

3 介護保険事業の推進

事業	具体的事業	事業の概要
1) 地域ケアセンター事業	①地域包括支援センター事業	■介護予防事業や多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握、虐待への対応を含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務、高齢者の状態の変化に対応した長期的なマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務に取り組む。 1 包括的支援事業 ①介護予防ケアマネジメント業務 ②総合相談・支援業務 ③権利擁護業務 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 2 指定介護予防支援事業 介護保険における予防給付の対象者が介護予防サービス等の適切な利用ができるよう介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行う。 3 総合事業 介護予防・日常生活支援総合事業として地域の実情に応じて、住民の皆さんの多様で主体な参画を促し、必要に応じたサービスの開発や充実を図る。 地域の支え合い体制づくりを推進し要支援者等の方々に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とする。 また、それらの中心的な役割を担うコーディネーター養成についても努力する。 4 介護予防事業 一般高齢者を対象に基本チェックリストを活用し2次予防事業対象者の口腔ケア・栄養・運動を3本の柱として閉じこもりや認知症などの介護予防に積極的に取り組む。また、認知症対策として早期発見、早期治療を目的に、かかりつけ医、及び認知症疾患医療センターなど医療連携の充実を図る。小地域ごとのネットワークとサロン活動、老人クラブ活動など閉じこもりを予防し環境を整える。通いの場「南ふ・はつらつ倶楽部」による介護予防教室の開催など社会参加を促す。 ①一般高齢者事業(一般の高齢者に対する、介護予防の普及啓発等) ②二次予防対象者事業 (虚弱な高齢者の把握及び支援、介護状態の改善等) 5 地域ケア会議の開催 包括的支援を効果的に実施するため多職種が連携できる会議を行う。 6 在宅医療・保健・介護の連携推進事業 医療、保健、介護に従事する関係者の情報共有の環境を整え、多職種連携の研修会開催など相互の顔の見える関係作りと情報共有の体制の構築を図る。

事業	具体的事業	事業の概要
1) 地域ケアサポーター事業	②認知症対策事業	■地域包括ケア推進サポート事業 ・認知症ケア検討委員会の開催 ・もの忘れ相談開設 本人や家族と、医療や福祉の多様な連携を図る。 ・若年性認知症実態調査 ・認知症サポーター養成講座による普及啓発 らんとも ・RUN伴全国展開への参加促進 認知症の人や家族、地域の支援者や一般の人が一つの絆をつなぎながら地域社会への認知症の周知及び啓発啓蒙活動を行う。 ・認知症サポーターの会「笑笑笑」への活動支援 ・認知症の人、本人と家族の会（認知症カフェ）をオレンジカフェとして誰もが参加でき、集う場の環境を整える。
	③家族支援事業 （「ほのぼの喫茶」の開催）	■介護者同士が気兼ねなく介護の悩みや喜びを語り合い、学習会等を通して、心身のリフレッシュを図れるよう支援する。認知症の人、本人や家族及び認知症サポーターとの交流を支援する。
	④要介護認定調査	■町からの委託を受け、要介護認定調査(介護保険、新規・更新・変更申請者に対する訪問認定調査)を行う。 ■他町村からの委託を受け要介護認定調査(介護保険更新又は区分変更申請者に対する訪問認定調査)を行う。
2) 居宅介護支援事業	指定居宅介護支援事業	■利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、本人や家族の希望等を受けて、適切なサービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行い、介護保険施設入所が必要な場合は、施設の情報提供を行う。
3) 居宅サービス事業	指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護サービス事業 （ホームヘルパーの派遣）	■要介護者に対し、適正な指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護サービスを提供し、安定・継続したサービスとサービスの質を確保する。
4) 通所サービス事業	地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 （デイサービスセンターの運営）	■利用者個々の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な通所介護事業を実施し、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援する。 ■フレイル予防への取り組み 体操や機能訓練の他に、塗り絵・計算問題・間違い探しなどの脳トレを取り入れ認知症・要介護状態の予防・進行抑制を支援する。 ■入浴支援 身体の清潔を保ち感染症を予防する。また、身体の状態をチェックし、傷や内出血等の早期発見につなげる事ができ、自宅での転倒状況を把握できる。

4 障がい福祉サービス事業の推進

事業	具体的事業	事業の概要
1) 居宅支援事業	指定居宅介護事業 (ホームヘルパーの派遣)	■身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者に対し、適正な指定居宅介護サービスを提供する。

5 福祉有償運送事業の実施

事業	具体的事業	事業の概要
1) 福祉移送サービス事業	福祉移送サービス事業	■公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者等の移動手段を確保し、生きがいを持って生活して頂けるよう、送迎用車両により、通院の送迎を行う。

6 受託事業

事業	具体的事業	事業の概要
1) くすみ園事業	くすみ園指定管理運営事業	■入居者の福祉サービス利用等相談や手続きの援助や助言を行うとともに、地域住民との交流を図るための事業や場所の提供を行う。管理体制の見直しで宿直員を配置します。
2) 施設管理事業	保健福祉センター管理事業	■保健福祉センター管理業務 施設利用申込の受付、調整や施錠管理、清掃を行う。

7 社会福祉協議会活動・組織の強化

事業	具体的事業	事業の概要
1) 社会福祉協議会活動・組織強化	①内部体制の連携強化	■地域福祉を総合的に推進し、地域に根ざした社協活動を展開するため職員の資質向上を図る。
	②福祉基金の活用	■財政基盤の安定と継続的な事業活動を図るため基金の活用を行う。
	③社協会員の拡大	■社協活動の理解の輪が広がるよう努力し、会員の増加を目指す。
2) 役職員研修事業の推進	各種研修事業	■役職員の資質向上を目的とする研修会等への参加 1 新任職員研修の実施 2 現任職員研修の実施 3 スキルアップ研修会等への参加 4 役員研修事業の実施
3) 普及・啓発活動	広報誌の発行	■わかりやすい情報提供 年6回発行予定 ■ホームページ更新

8 理事会・評議員会の運営

事業	具体的事業	事業の概要
1) 理事会の開催	理事会及び部会の開催	■理事会：2ヶ月に1回程度開催 ■部会：随時開催
2) 評議員会の開催	第1回評議員会 第2回評議員会	■開催期日：令和5年6月 事業報告・決算 ■開催期日：令和6年3月 事業計画・予算
3) 監査の実施	定期監査	■年4回実施